

令和3年5月11日

プレジャーボートの所有者様

広島県西部建設事務所長
〒738-0005 廿日市市桜尾本町11-1
廿日市支所 管理用地課

小型船舶用泊地等使用許可申請手続きについて（依頼）

県政の運営については、日頃から御協力を頂き、厚くお礼申し上げます。

広島県では、全県的にプレジャーボートの適正保管を進めてきており、港湾・漁港内の静穏な水域で、漁業活動や周辺環境に支障がない水域を「小型船舶用泊地」として順次指定していきます。小型船舶用泊地の指定後泊地に係留するためには、小型船舶用泊地等使用許可を県から受ける必要があります。

今年度は、廿日市市宮島町内の5地区（別紙「地区別実施計画」を参照）を「小型船舶用泊地」として指定します。

現地説明会の開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症予防対策に伴い、やむを得ず説明会の開催を取りやめ、書面による申請手続きの御案内を行うこととしました。

つきましては、今後ともこの地区に係留される場合は許可申請書を次のとおり提出してくださるようお願いします。

- 1 提出書類：小型船舶用泊地等使用許可申請書2部
- 2 提出先：〒738-0005 廿日市市桜尾本町11-1
広島県西部建設事務所廿日市支所 管理用地課 管理係
- 3 提出期限：令和3年6月28日（月）まで

*この依頼文書は、平成30年及び令和元年の係留状況調査をもとに、小型船舶用泊地内及びその付近にプレジャーボートを係留している方に送付しています。

*既に所有者が代わられている場合には、当事務所へ連絡のうえ、新たな所有者へお伝えくださいるようお願いします。

担当 管理用地課 管理係
連絡先 0829-32-1141（内線 2618）
(担当者 林、坂江、村岡、吉岡)

【補足説明】

- 1 今年度は、廿日市市宮島町内のプレジャーボートが係留されている「清盛神社地区」等5地区を「小型船舶用泊地」として指定します。(「資料4 地区別実施計画」とおり。)
- 2 また、プレジャーボートを許可なく係留してはならない禁止区域を「資料5 禁止区域図」とおり指定し、令和3年8月23日以降、係留許可なく係留すると違法となり、取締りの対象となります。
- 3 「小型船舶用泊地」に係留する場合は、県への許可が必要となります。今後とも廿日市市宮島町内の「清盛神社地区」等5地区に係留される場合は、記載例に従い、**申請書を2部提出してください。**

なお、申請書には添付資料が必要です。申請書のうち1部はコピーでも可能です。
- 4 使用料は、当面無料ですが、令和5年度から使用料が必要になります。

使用料の月額は、船舶の長さ(桟橋及び渡橋の長さを加えます。)1m当たり、300円となります。
- 5 令和3年4月から、プレジャーボートを新規取得(中古艇を含みます。)して、県内の水域又は陸域において係留保管する場合は、県への届出義務が生じます。

また、令和5年4月からは、令和3年3月31日以前から所有しているプレジャーボートについても、県へ届出義務が生じます。

なお、県が指定した小型船舶用泊地への係留許可を受けている場合は、届出の必要はありません。
- 6 この度の小型船舶用泊地の使用(係留)許可は、プレジャーボートを現在係留しているものを現状のまま許可することを予定しています。県は、小型船舶用泊地指定に当たり新たに係留施設の整備をする予定はありません。

従って、現在ある県の係船環はそのまま利用することはかまいませんが、係船に必要な工作物等は自ら用意してください。
- 7 清盛神社地区等5地区の小型船舶用泊地等使用許可申請に関する法令としては、文化財保護法、自然公園法、都市公園法及び風致条例(以下「関係法令」という。)があります。

現在設置している桟橋、係船環、杭、ロープ等を引き続き使用する場合は、関係法令の許可等の手続きは不要です。

なお、新たに船舶を係留する場合や新たに係船環、係船杭等を設置する場合は、関係法令の許可等が必要ですので、担当部署に相談のうえ必要な手続きを取ってください。関係法令の許可等がない場合は、小型船舶用泊地等使用許可を受けることはできません。

(関係法令及び担当部署については、「資料16 関係法令担当部署等」を参照してください。)
- 8 小型船舶用泊地等使用許可申請において、係船環、係船杭等係留に必要な物を他人の土地に設置している場合又は設置する場合は、土地所有者の同意に関する書類の添付が必要となります。
- 9 杉之浦海水浴場地区にある係船環等の設置場所である護岸及び物揚げ場は、廿日市市の所有です。廿日市市の宮島支所が担当部署ですので、宮島支所に相談のうえ、護岸使用届出書の写しをもらい、申請書に添付してください。
- 10 申請書へ添付して頂く書類は、「資料8 必要添付書類一覧表」とおりです。
- 11 西部建設事務所廿日市支所のホームページへ関係資料を5月12日ごろまでにアップする予定です。

11 その他、申請書及び添付資料など御質問や御不明な点がありましたら、御遠慮なく連絡先へお問い合わせください。

【注意事項】

- 1 小型船舶用泊地等の使用中は、自己責任において、船舶及び係留の用に供する工作物が流出することがないよう、安全に固定して管理してください。この場合において、使用する船舶等に被害が生じても、県は関知しません。
- 2 小型船舶用泊地等の使用に伴い、他者の船舶に損害を与えたとき、油を流出させたりして第三者へ損害を与えたときは、損害賠償義務が生じる場合があります。この場合における当事者間の争いについては、県は関知しません。
- 3 上記1及び2の損害の補填に備え、できる限り損害保険に加入するようにしてください。

新型コロナウィルス感染症対策について

～感染症拡大防止のため、必ず内容を確認してください。～

1 環境整備について

クラスター（集団）の発生リスクを下げるための3つの原則に基づいた対策を実施します。

- 1 挽気を励行する（密閉対策） 施設の換気機能の活用やドアや窓の開放を行います。
- 2 人の密度を下げる（密集対策） 人数を制限します。（会場の通常定員の1/2以下とします。）
- 3 近距離での会話や発声を避ける（密接対策） 配席や内容を工夫します。

なお、入り口に消毒液を置きますので、ご活用ください。

2 参加者の方へのお願い

相談会に参加するにあたり、次の4点について御協力をお願いします。
【チェックリストとしてご利用ください。】

体調がすぐれない場合は欠席

当日検温し、発熱（37.5度以上）や倦怠感がある場合、体調が心配な場合などは、出席を止めてください。

咳エチケットと手洗いの徹底

室内ではマスクを着用（各自で用意）し、人との距離を確保するとともに、入室前に消毒、手洗いするなど感染防止対策をとってください。

体温調整のできる服装

会場のドアや窓を可能な限り開放します。快適な室温の維持が困難となるため、各自、体温調整ができる服装でお越しください。

接触確認アプリの利用

可能な場合は、新型コロナウィルス接触確認アプリ（COCOA）をインストールし、利用してください。

【配布資料一覧】

- 許可申請手続き（依頼）
- 補足説明
- 新型コロナウィルス感染症対策について
- 宮島地区の小型船舶用泊地位置図
- 資料1 放置艇解消のための基本方針（パンフレット）
- 資料2 プレジャーボートの係留には許可が必要になります。（パンフレット）
- 資料3 係留保管場所の県への届出義務について（パンフレット）
- 資料4 地区別実施計画
- 資料5 禁止区域図
- 資料6 小型船舶用泊地等使用許可（変更）申請書
- 資料7 小型船舶用泊地等使用許可（変更）申請書《記載例》
- 資料8 必要添付書類一覧表
- 資料9 位置図
- 資料10 位置図《記載例》
- 資料11 見取り図
- 資料12 見取り図《記載例》
- 資料13 誓約書
- 資料14 誓約書《記載例》
- 資料15 写真《撮影例》
- 資料16 関係法令の担当部署等



広島県内でのプレジャーボートの係留に新しいルールを定めました

放置艇解消のための基本方針



令和3年4月

広島県港湾振興課

基本方針の目指す姿

広島県では、平成30年3月に「放置艇解消のための基本方針」を策定しました。

令和元年度から令和4年度末までに、現在、放置艇となっている全てのプレジャーボートについて、公営・民営のマリーナ、ポートパークなどの係留保管施設へ誘導し、又は新たに指定する係留可能場所への係留許可を与え、秩序ある適正な保管状態とすることを目指します。

これによって、許可なく係留しているプレジャーボートをゼロ隻にしていきます。



広島県の状況

○ 広島県内の放置艇の現状・問題

広島県は、太平洋や日本海のような外海ではなく、穏やかな瀬戸内海に面し、小型船舶の係留が容易である静穏な海域が多いことが誘因となって、現在、県内には、プレジャーボートの放置艇が多数存在しています。（約10,700隻 全都道府県中最多【H30年度データ】）

放置艇は、船舶航行の支障、保管水域の私物化、津波・高潮・洪水災害時の被害の助長、油流出などの問題を引き起こすおそれがあります。

○ これまでの県の取組

平成10年に「広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例」を制定し、その後、放置艇の集積が著しい広島港及び福山港地域において、「係留保管施設の整備」と「放置等禁止区域の指定による規制」を両輪とした方策を進めてきました。これによって県内の放置艇数は減少してきています（H8年度約17,000隻 → H30年度約10,700隻）が、全都道府県中最多レベルです。

基本方針による新しいプレジャーボートの係留ルール

○ 令和元年度以降は、地方の港湾・漁港を含め、全ての水域について、プレジャーボートの係留許可が順次必要になります

- 県内の公営・民営の係留保管施設以外の全ての水域(港湾・漁港内など)にプレジャーボートを係留しようとする場合には、令和元年度以降、県が指定する係留可能場所の許可が必要になります。
- 令和5年度からは、使用料の徴収を開始していきます。

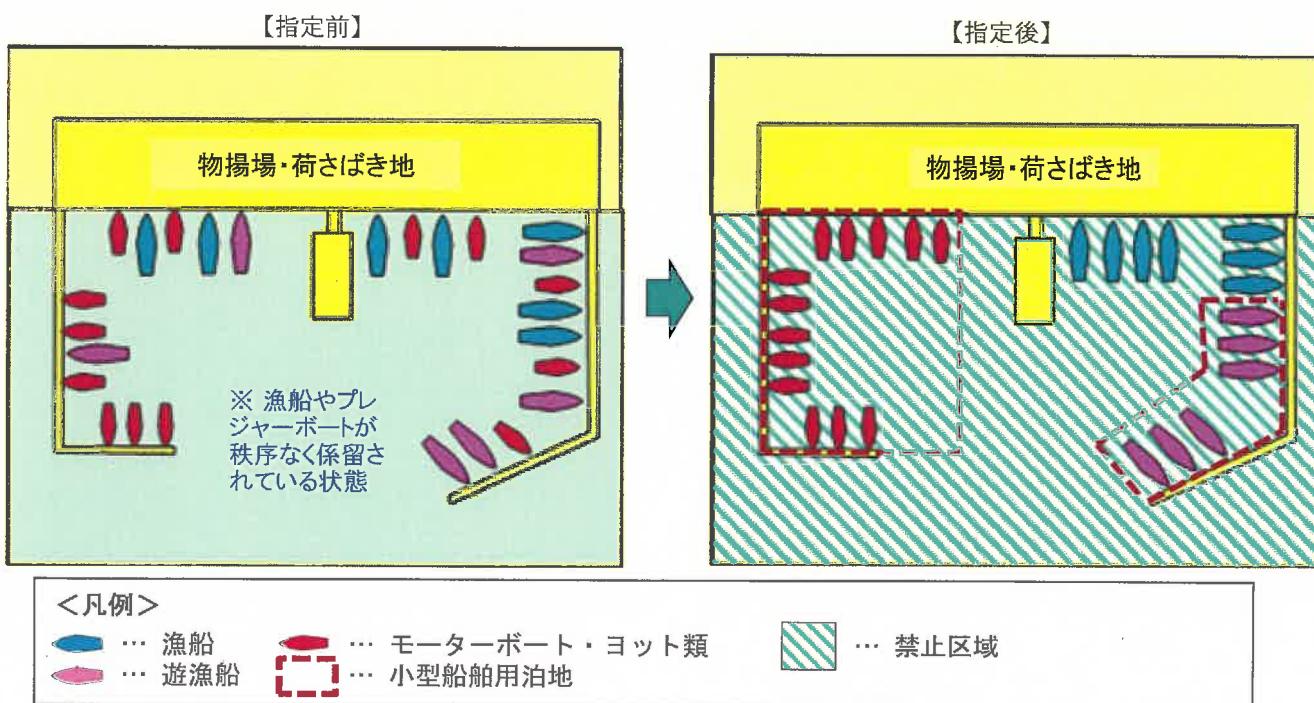
○ 新しいプレジャーボートの係留可能場所となる「小型船舶用泊地」を、県内各地に設けます

- 既存の港湾・漁港内の静穏水域を、県が「小型船舶用泊地」に指定して、プレジャーボートの係留可能場所にします。
- 令和元年度から4年度までの間、順次指定していきます。

○ 小型船舶用泊地以外に係留しているプレジャーボートには、撤去指導を行うようになります

- 小型船舶用泊地の指定と同時に、法律に定める「放置等禁止区域」を指定しますので、県の撤去指導に従わない場合は、懲役刑や罰金刑が科される可能性があります。

＜小型船舶用泊地・禁止区域指定のイメージ図＞



※ 基本方針では、新しいプレジャーボートの係留ルール作りの他に、廃船処理、保管場所確保の義務付け、意識啓発などについても取り組むこととしています。

＜問合せ先＞広島県庁 土木建築局 港湾振興課 海域管理グループ 電話 082(513)4038

県管理水域での プレジャーボートの 係留には許可が 必要になります。



広島県は、令和4年度末の放置艇解消を目指しており、正規の保管施設に係留していないプレジャーボートは係留許可が必要になります。

1. 令和元年9月から順次、県管理の港湾・漁港に「小型船舶用泊地」を指定していきます。
2. 小型船舶用泊地に泊めるためには県への「許可申請」が必要になります。
3. 小型船舶登録されている方は、県の建設事務所等から「現地説明会」の開催案内があります。ご参加をお願いします。
4. 許可を受けずに泊めている場合は、撤去指導を行います。
5. 令和5年度からは使用料が必要となります。

区分	月単価(円)
国際拠点港湾・重要港湾	320円
地方港湾・漁港	300円

使用料の計算方法は
裏面をご覧ください

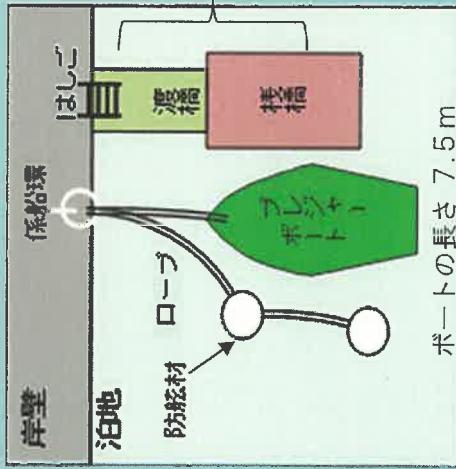


使用料の計算方法

1隻1か月につき船舶の長さ(桟橋及び渡橋の長さを加えます。1m未満は切り上げ)に単価を乗じた額とします。
※ 船舶の長さ: 登録長



例



1か月当たり使用料

- 渡橋等がある場合
 - ・ 重要港湾以上: $(7.5m + 7.5m) \times 320\text{円} = 4,800\text{円}$
 - ・ 地方港湾・漁港: $(7.5m + 7.5m) \times 300\text{円} = 4,500\text{円}$
 - 渡橋等がない場合 (1m未満を切り上げ)
 - ・ 重要港湾以上: $8m \times 320\text{円} = 2,560\text{円}$
 - ・ 地方港湾・漁港: $8m \times 300\text{円} = 2,400\text{円}$
- ※ 個別の計算については、現地説明会や申請の際にご相談ください。

桟橋・渡橋の長さ 7.5m

ご不明な点はお気
軽にお尋ねください。

広島県 港湾振興課 海域管理グループ
TEL 082 (513) 4038 FAX 082 (223) 2463
E-Mail : dokouwan@pref.hiroshima.lg.jp

広島県内でのプレジャーボートの係留保管に関する新しいルール

係留保管場所の県への届出義務について

広島県では、令和3年4月1日から、プレジャーボートを新規取得(中古艇を含みます。)したとき、係留保管場所を必ず県へ届け出してください新制度がスタートします。



令和2年4月
広島県港湾振興課

プレジャーボートの係留保管場所の届出のルール

- ◆ 広島県では、令和3年4月1日から係留保管場所の届出が義務付けられます。
- ◆ 次のとおり、県へ届け出してくださいようになります。

	令和3年度 (3年4月～4年3月)	令和4年度 (4年4月～5年3月)	令和5年度 (5年4月～6年3月)	令和6年度以降
新規取得した場合	<ul style="list-style-type: none"> ◇ プレジャーボートを新規取得(中古艇を含みます。)して、県内の水域又は陸域において係留保管する場合、係留保管施設等に係留していることが分かる書面を所定の届出書に添付して、管轄の県建設事務所等へ必ず提出してください。(注1) ◇ 届出は、届出の原因が生じた日から30日以内(相続の場合は、3か月以内)に行わなければなりません。 ◇ 県が指定する小型船舶用泊地への係留許可を受けている場合は、届出の必要はありません。(注2) 			
令和3年3月31日以前から所有している場合		<ul style="list-style-type: none"> ◇ 令和5年4月1日から同年9月30日までの間に、新規取得の場合と同様の届出を行ってください。 		
変更・終了した場合			<ul style="list-style-type: none"> ◇ 届出内容の変更・終了届出書を管轄の県建設事務所等へ必ず提出してください。 	

注 1 · 届出義務の有無及び届出書の様式については、裏面を参照してください。

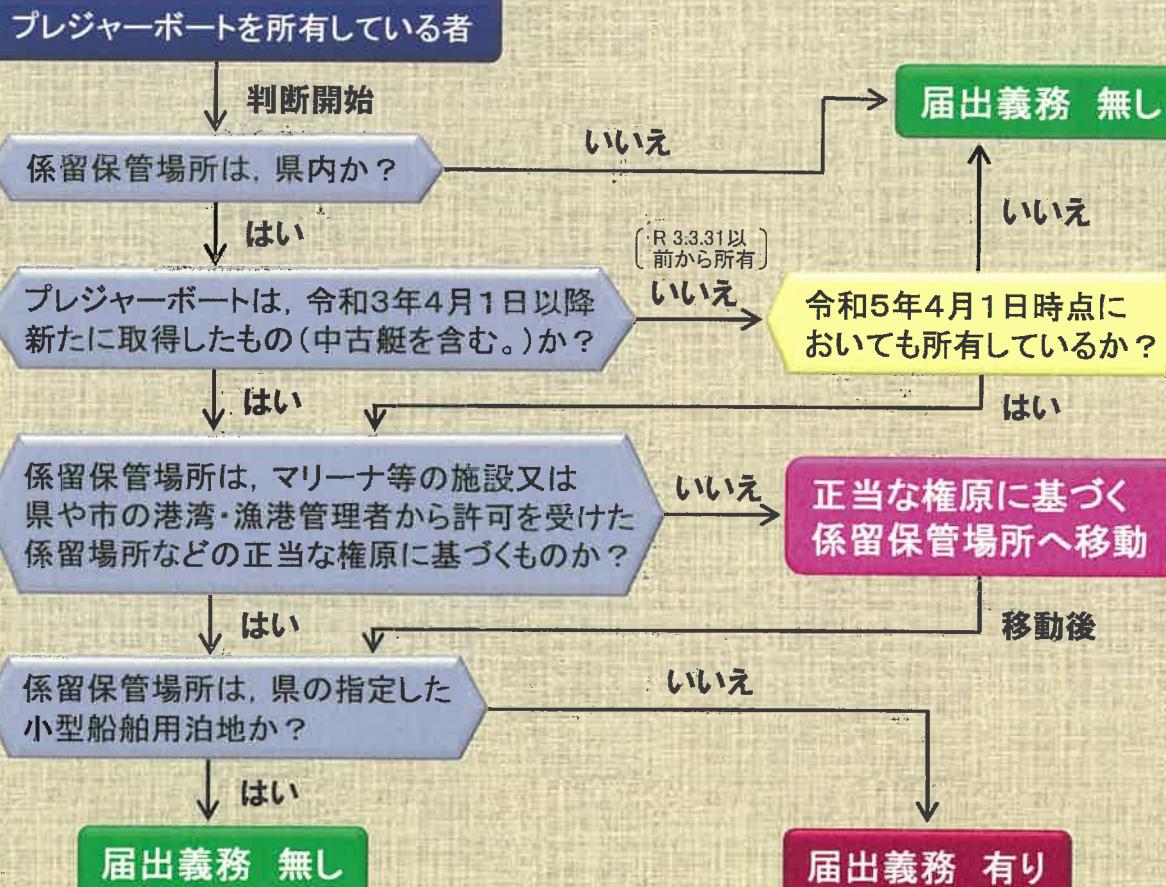
- 「係留保管施設等に係留していることが分かる書面」とは、マリーナ等の施設との契約書や係留許可書の写し、又は係留する水域を管理する市の許可書の写しなどです。
- マリーナ等の施設及び県や市の港湾・漁港管理者の許可を受けた係留場所以外に係留保管すると(私有地を除きます。)、放置となりますので、係留保管場所を確保の上、移動していただくようになります。

2 小型船舶用泊地は、令和元年9月から、県管理港湾・漁港の余裕水域において、安全性などの要件を満たす場所に、順次、指定手続を進めており、令和5年3月までに指定を終える予定です。

届出義務違反に対する罰則

- ◆ 係留保管場所の届出や変更の届出をせず、県の行政指導にも従わない場合においては、罰金刑が科せられることがあります。

届出義務の有無の判断フローチャート



届出書作成例

プレジャーボート係留保管施設等届出書

令和3年4月10日

広島県知事 様

申請者 住 所 広島市中区何町何番何号
 氏 名 何 某 印
 連絡先 082(228)2111

広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成10年広島県条例第1号）第7条第2項の規定によって、次のとおり届け出ます。

- 1 プレジャーボートを係留保管した係留保管施設等の名称又は所在地
 ○○マリーナ（広島市南区何町何番何号） 【マリーナ等の場合の例】
 何市何町何番何号地先（何港・何漁港） 【市管理港湾・漁港の場合の例】
- 2 船舶番号
 ○○○-○○○○○○○○広島
- 3 係留するプレジャーボートの船舶の長さ
 6.34メートル

（添付書類）○○マリーナの係留保管に関する契約書の写し 【マリーナ等の場合の例】
 港湾・漁港を管理する市の許可書の写し 【市管理港湾・漁港の場合の例】

届出書の様式

・届出書の様式は、広島県のホームページからダウンロードできます。

[広島県 係留保管場所届出 横書き](https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/102/pbhokanbasho.html)
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/102/pbhokanbasho.html>

・届出書の用紙は、管轄の県建設事務所等にも備え付けています。

添付書類

係留保管を証する書面を添付する必要があります。

・【マリーナ等の場合】
 施設の利用契約書や許可書の写し

・【市管理港湾等の場合】
 市の許可書等の写し